

2026 年 8 月 26 日 全 9 頁

ふるさと納税の現況

地域経済の下支えと財政健全化の効果

政策調査部 主任研究員 鈴木 文彦

[要約]

- 2025 年度のふるさと納税受入額は 1 兆 3,314 億円と過去最高を更新。本稿では、ふるさと納税のインパクトが特に大きい自治体はどのような特徴を持ち、地域経済や自治体財政にどのような影響を与えているのかを検証した。インパクトの大きさを把握するため、2020 年度から 2024 年度までの寄附受入額を同期間の基準財政需要額で除した比率を用いた。この比率が 10%以上の団体（以下「10%群」）は全市区町村の約 16%にすぎないが、5 年間の寄附受入額全体の約 56%を占める。大半は人口 10 万人未満の小都市・町村であり、返礼品発注を通じた地域経済の下支え効果は大きい。漁業、農業・林業、宿泊・飲食の就業者比率が相対的に高いことも特徴のひとつだ。
- 小都市・町村のふるさと納税の使途について決算統計から検証すると、10%群に属する団体は商工費、公園費、小学校費などで繰入金や寄附金の充当割合が高い。ただし、それに伴って歳出そのものが増加しているとは限らず、従来は地方税など一般財源で賄っていた支出の財源を置き換える形で機能していることも考えられる。10%群の財務指標の改善度はそれ以外の団体に比べて高く、ふるさと納税が起債の抑制や基金積立を通じて財政健全化に寄与した可能性がある。
- 足元では地場産品基準の明確化が進み、2029 年にかけて寄附金活用可能額の割合も段階的に引き上げられる。こうした見直しは、自主財源の確保と地域経済の活性化という制度本来の目的に沿うものと評価できる。他方で、返礼品需要への過度な依存は地域事業者の自立を妨げるおそれもある。ふるさと納税を地域活性化策として持続可能なものとするためには、販路開拓や商品開発を通じて事業者の市場競争力を高めるとともに、寄附によって何が実現したのかを住民や寄附者に分かりやすく示していくことが重要である。

1. 2025 年度の寄附金受入額は 1 兆 3,314 億円に
2. 基準財政需要額比 10%群の属性
3. ふるさと納税の使い道
4. 地域活性化策としての持続のために

1. 2025 年度の寄附金受入額は 1 兆 3,314 億円に

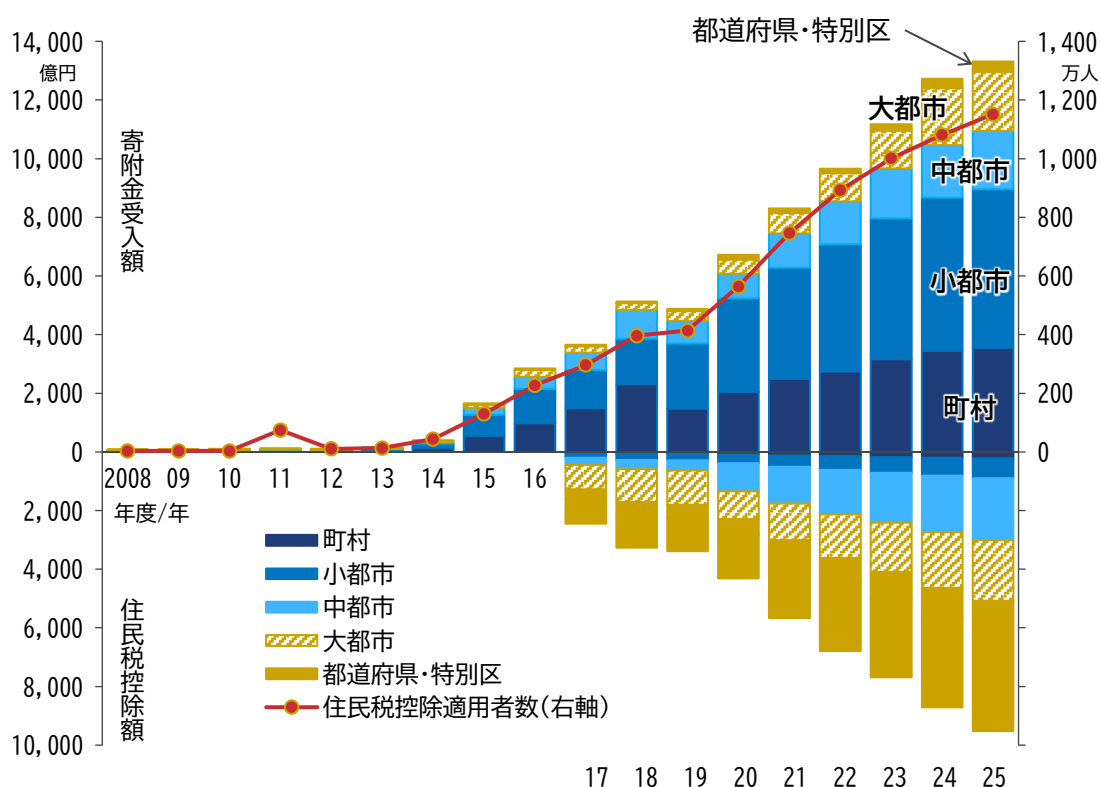
2026 年 7 月 31 日、総務省は「ふるさと納税に関する現況調査結果（令和 8 年度実施）」を公表した。これによれば 2025 年度（2025 年 4 月 1 日～2026 年 3 月 31 日）の受入額は 1 兆 3,314 億円、受入件数は 5,963 万件で、いずれも過去最高を更新した。前年度の受入額 1 兆 2,728 億円に対し 4.6% の増加である。この 5 年ではほぼ 2 倍になった。

「ふるさと納税枠」が約 2 倍となり、申告不要のワンストップ特例制度が始まった 2015 年、同年度の受入額は 1,653 億円へ跳ね上がり、以降の拡大が続いている。

ふるさと納税にかかる住民税控除適用者数は前年 1 月 1 日から 12 月 31 日までのふるさと納税を反映しており、これを課税年度の前年の利用者数とみなした場合、2025 年の利用者は 1,151 万人である。前年に比べ 6.5% の増加で、5 年前に比べれば約 2 倍となった。課税標準額 100 万円¹を超える納税義務者数の約 3 割に上る。

近年の特徴として大都市の巻き返しが目立つ。2025 年度の受入額上位 20 団体をみると、大阪府泉佐野市、北海道白糠町、宮崎県都城市、北海道別海町に次ぐ 5 位に名古屋市、6 位に宮

図表 1 ふるさと納税の受入額および受入件数の推移（全国計）



（注）大都市は政令指定都市、中核市、施行時特例市。中都市は人口 10 万人以上の市、小都市は人口 10 万人未満の市。住民税控除額は毎年度公表される当年度額を前年の項目（横軸）に計上している。住民税控除額は推計値を含む計数であり、2017 年度課税（図中 16 年）以前のデータはない。

（出所）総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より大和総研作成

¹ 分母を課税標準額 100 万円超に限ったのは、これを下回ると控除枠が自己負担 2,000 円に見合わないほど小さくなり、ふるさと納税の実益が乏しくなるためである。2025 年度課税の場合約 4,150 万人である。

崎市、8 位に京都市が続く。名古屋市の受入額は 174 億円とこの 3 年で約 2.8 倍に増えた。京都市は 133 億円である。

税財源の移転元、寄附を送り出す側に目を転じると、2026 年度課税における住民税控除額は 9,524 億円となった。こちらは大都市が中心となる。名古屋市は横浜市に次ぐ 2 位で住民税控除額は 215 億円、京都市は 98 億円だった。

2. 基準財政需要額比 10%群の属性

前稿で述べたとおり²、ふるさと納税は自主財源の獲得が第 1 の動機だが、返礼品への支出という面では公共事業に近い性質を持つ。図表 1 で見たとおり、そのインパクトは人口 10 万人未満の小規模団体が大きい。では、実際に大きな財源を得ているのはどのような団体か。本稿では、2020 年度から 2024 年度までの 5 年間に受け入れた寄附額の合計を、同じ期間の基準財政需要額の合計で除した比率を用いる。単年度でなく 5 年累計としたのは、受入額の年次変動を平準化するため、また、施設などストック整備に対応する使途を 5 年程度の累計に見合わせるためである。

基準財政需要額とは、地方自治体が標準的な行政サービスを提供するために必要な歳出額を

図表 2 基準財政需要額対寄附額（5 年累計・%）

道 県 市町村	寄附額/基準財政需要額	返礼品調達額/産業経済費	寄附額/地方税	寄附益額/地方税	2020 年人口	2025 年度順位
1 北海道 白糠町	322	1,931	1,483	753	7,289	2
2 佐賀県 上峰町	232	3,268	430	207	9,286	23
3 北海道 紋別市	173	1,293	510	258	21,215	9
4 北海道 根室市	168	1,551	494	249	24,636	10
5 北海道 弟子屈町	117	974	573	290	6,955	24
6 宮崎県 都農町	114	737	406	206	9,906	256
7 和歌山県 北山村	113	676	919	464	404	650
8 茨城県 境 町	112	911	165	85	24,201	29
9 鹿児島県 大崎町	109	608	325	163	12,385	30
10 高知県 芸西村	108	688	510	250	3,694	196
11 和歌山県 湯浅町	90	902	285	147	11,122	91
12 北海道 別海町	90	658	313	158	14,380	4
13 山梨県 富士吉田市	84	860	121	63	46,530	13
14 宮崎県 川南町	79	435	186	95	15,194	72
15 群馬県 千代田町	78	637	99	52	10,861	69
16 熊本県 高森町	76	327	338	168	5,789	70
17 福岡県 新宮町	74	1,218	86	44	32,927	92
18 佐賀県 玄海町	72	438	38	19	5,609	246
19 北海道 寿都町	71	965	561	285	2,838	253
20 和歌山県 有田市	67	636	124	62	26,538	76
278 兵庫県 西脇市	10	134	21	5	38,673	174

（注）人口単位は人。2025 年度順位は寄附額の順位。寄附益額＝寄附金受入額－募集に要した費用で、令和 8 年度税制改正の「寄附金活用可能額」と同じ考え方。

（出所）総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」より大和総研作成。基準財政需要額は総務省ウェブサイトから

² 鈴木（2024）

年齢別人口や面積等から合理的に見積もった額であり、地方交付税の算定基礎となる。財政的な必要量に照らして寄附の大きさを測る尺度として、この分母が妥当と考えた。

図表 2 は、この比率の上位 20 団体である。第 1 位は北海道白糠町で 322%、5 年間の受入額が同期間の基準財政需要額の 3 倍を超える。以下、佐賀県上峰町 232%、北海道紋別市 173%、同根室市 168%と続く。上位には、白糠、紋別、根室、別海といった漁業の町と、摩周湖を擁する弟子屈など観光の色が濃い町が並ぶ。

基準財政需要額対寄附額が高い自治体をみると、地域経済の下支え効果、自主財源の獲得効果ともに高いことがうかがえる。図表 2 の産業経済費とは基準財政需要額の内訳の 1 つだが、産業経済費に対する返礼品調達額（ふるさと納税の経費のうち返礼品の調達に係る費用）の比率は北海道白糠町で 1,931%である。地方税に対する寄附金受入額の比率は 1,483%、寄附金受入額から経費を控除した額、「寄附益額」でも 753%である。もともと財政規模が小さく、歳入に占める自主財源の割合も低いため、ふるさと納税のインパクトが大きい。

基準財政需要額対寄附額の分布をみると、東京都特別区を除く 1,718 市町村の約 7 割にあたる 1,202 団体が 5%未満である³。2025 年度に受入額で上位だった名古屋市は 1.3%、京都市は 2.2%にとどまる。5%以上 10%未満が 238 団体、10%以上が 278 団体で全体の約 16%にあたる。この 278 団体が 5 年間に受け入れた寄附額は、同期間に特別区含む 1,741 団体が受け入れた寄附額の約 56%を占める。本稿では、この比率が 10%以上の 278 団体を、ふるさと納税に積極的に取り組み、かつ財政上の存在感が大きい層と位置づけ、以下「10%群」と呼ぶ。

10%群にはどのような団体が多いのか。まずは小規模団体である。10%群 278 団体の内訳は、大都市 1 団体、中都市 11 団体、小都市 95 団体、町村 171 団体で、人口 10 万人未満の小都市・町村が 96%を占める。逆に、大都市 105 団体のうち該当するのは 1 団体にすぎない。

小規模団体に絞り込んだ分析

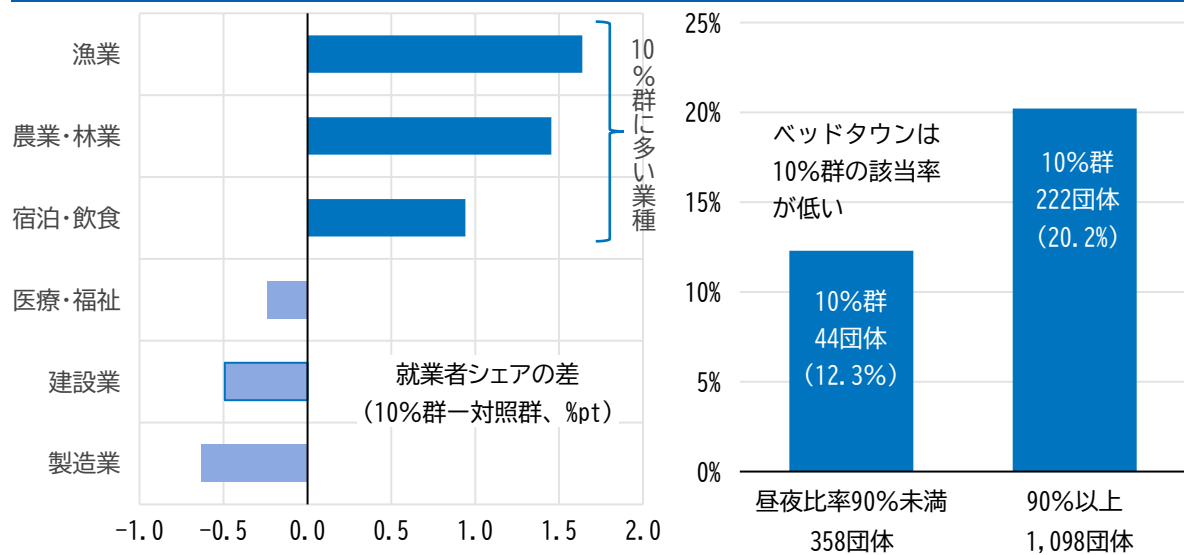
では小規模団体のなかで差がつく要因は何か。そのひとつが産業構造である。規模の影響を取り除くため、10%群 278 団体のうち小都市・町村 266 団体を抽出し、それ以外の小都市・町村 1,190 団体を「対照群」として比較した（図表 3）。まずは左の図から、産業別の就業者シェアを比べると、10%群に属する小都市・町村で相対的に高いのは、漁業、農業・林業、宿泊・飲食だった。その差は漁業が 1.7 ポイント、農業・林業が 1.5 ポイント、宿泊・飲食が 0.9 ポイントと際立つ。返礼品の中心が農産物、畜産物、水産物であり、これに旅行や体験を加えた地域資源が寄附の獲得につながっていることを踏まえれば違和感はない。

ただし、同じ産業構造を持つ団体のなかでも成否は分かれている。産業構造は寄附獲得に有利に働く条件のひとつだが、それだけで結果が決まるわけではない。返礼品の商品力や販促手法の違いも大きく影響しているとみられる。

³ 東京都特別区は基準財政需要額の算定方法が異なるため、基準財政需要額対寄附額の比較対象外とする。

もうひとつ差が見出せたのは大都市への通勤依存度である。図表 3 の右図では、小都市・町村のうち昼間人口を夜間人口で除した昼夜人口比が 90%を下回る 358 団体を、通勤等による人口流出が大きいベッドタウン型の団体として区別した。小都市・町村でも昼夜人口比が 90%を下回る団体で 10%群に該当するものはその 12.3%の 44 団体にとどまる。ベッドタウン型ではない小都市・町村 1,098 団体のうち 10%群に該当するものはその 20.2%の 222 団体に上る。返礼品の中心が農林水産物や観光関連サービスであることを考えると、大都市への通勤者の居住地としての性格が強い団体よりも、地域資源を活用できる団体の方が有利と考えられる。

図表 3 10%群の産業構造（左）と昼夜比率（右）



(注)「10%群」は 2020～2024 年度の寄附受入額の合計が同期間の基準財政需要額の合計の 10%以上の団体、「対照群」はそれ以外。図表はそのうち小都市・町村に絞って 1,456 団体を対象にしている（2020 年時点で人口がゼロの福島県双葉町を除く）。

(出所) 総務省「国勢調査」(2020)、同「ふるさと納税に関する現況調査結果」より大和総研作成。基準財政需要額は総務省ウェブサイトから

3. ふるさと納税の使い道

同じく小規模団体を対象に、ふるさと納税の使い道について検討する。「ふるさと納税に関する現況調査結果」によれば、2025 年度に用途を選択できる団体は 1,749 団体、全指定団体の 98.2%に上る。とはいえ、「子ども・子育て」や「地域・産業振興」など選択肢が大分類であるため自由度が高い。そこで、実際は何に充当されているのか、決算データを基に検証を試みた。具体的には、2024 年度決算について、目的別歳出の費目ごとに、繰入金と分担金・負担金・寄附金の合計が歳出合計に占める割合（以下「繰入・寄附金割合」）を算出。10%群 278 団体のうち小都市・町村 266 団体を抽出し、それ以外の小都市・町村 1,187 団体を「対照群」として比較した。福島県双葉町の他に、歳出に極端値がある大熊町、富岡町、浪江町を対照群から除いている。

結果は図表 4 のとおりである。最上段の議会費はふるさと納税と無関係な費目の例で、人口当たり歳出は 10%群がやや低い。10%群と対照群の差が最も大きいのは総務管理費で、10%群の繰入・寄附金割合は 35.8%と対照群を 24.8%pt 上回る。同年度の寄附金が財源となっており、返礼品の調達費やポータルサイト運営の委託費といった募集費用と考えられる。同じく財源としての寄附金が目立つのが商工費で、こちらもふるさと納税の募集費用が歳出に含まれているとうかがえる。

ふるさと納税はいったん積立金となり、予算化されたうえで翌年以降取り崩される。繰入金に着眼したのはこのためだ。受入と充当にタイムラグが生じることも、5 年累計を基準とした

図表 4 目的別歳出における繰入・寄附金割合（2024 年度決算）

	繰入割合(% , %pt)			寄附金割合(% , %pt)			繰入・寄附金割合(% , %pt)			歳出(千円)/人口		
	対照群	10%群	差異	対照群	10%群	差異	対照群	10%群	差異	対照群	10%群	差異
議会費	0.2	0.3	0.1	0.0	0.0	-0.0	0.2	0.3	0.1	9.9	9.2	-0.7
総務費												
総務管理費	3.6	6.9	3.2	7.4	29.0	21.6	11.0	35.8	24.8	174.9	292.5	117.6
民生費												
社会福祉費	0.6	1.7	1.1	0.3	0.4	0.2	0.9	2.1	1.2	83.0	82.1	-0.9
老人福祉費	0.9	2.3	1.5	1.3	2.0	0.7	2.2	4.3	2.2	54.7	55.8	1.1
児童福祉費	1.3	4.7	3.4	1.2	1.5	0.3	2.6	6.2	3.7	72.5	76.3	3.9
衛生費												
保健衛生費	2.5	7.2	4.7	0.9	1.1	0.2	3.4	8.3	4.9	54.2	51.9	-2.3
清掃費	1.6	5.8	4.1	0.8	1.0	0.2	2.4	6.7	4.3	40.2	39.4	-0.8
労働費	2.5	3.3	0.7	1.0	0.8	-0.2	3.5	4.0	0.5	0.9	0.8	-0.1
農林水産業費												
農業費	2.1	4.9	2.7	0.6	1.1	0.4	2.7	5.9	3.2	29.2	25.3	-3.9
畜産業費	3.0	6.5	3.4	0.9	2.0	1.1	3.9	8.4	4.5	3.0	3.0	-0.1
農地費	1.6	2.9	1.3	2.0	3.1	1.1	3.6	6.0	2.4	15.8	14.5	-1.3
林業費	8.0	10.4	2.4	0.6	1.4	0.7	8.6	11.8	3.2	16.1	11.7	-4.4
水産業費	4.5	8.7	4.2	0.9	1.9	1.0	5.4	10.7	5.2	4.9	8.3	3.5
商工費	6.7	13.1	6.4	2.0	5.7	3.8	8.7	18.8	10.1	34.6	53.7	19.0
土木費												
道路橋りょう費	2.0	5.4	3.4	0.4	0.3	-0.1	2.4	5.8	3.3	45.7	49.2	3.5
河川費	1.5	3.7	2.2	0.7	0.8	0.1	2.2	4.5	2.3	2.9	4.1	1.3
街路費	2.2	7.5	5.3	0.5	0.9	0.3	2.7	8.4	5.7	0.9	0.9	0.0
公園費	5.2	13.7	8.5	0.7	1.2	0.6	5.9	14.9	9.0	4.1	4.6	0.5
下水道費	0.9	1.9	1.1	0.1	0.8	0.7	1.0	2.7	1.7	17.2	19.1	1.9
住宅費	3.5	5.4	1.8	0.2	0.2	-0.1	3.8	5.6	1.8	16.1	14.4	-1.7
消防費	0.7	1.9	1.1	0.4	1.1	0.7	1.2	3.0	1.8	38.1	39.3	1.2
教育費												
教育総務費	3.4	9.1	5.8	0.9	2.3	1.4	4.3	11.5	7.1	23.2	22.1	-1.1
小学校費	4.1	13.2	9.1	0.4	0.8	0.4	4.5	14.0	9.5	18.7	24.8	6.2
中学校費	4.1	11.7	7.6	0.6	1.1	0.6	4.7	12.8	8.1	12.4	10.9	-1.5
社会教育費	3.7	7.7	4.0	0.6	1.4	0.8	4.3	9.1	4.8	18.6	19.2	0.7
体育施設費等	3.7	10.3	6.5	0.7	0.9	0.3	4.4	11.2	6.8	8.2	10.1	1.9
学校給食費	3.5	12.4	8.9	3.3	4.0	0.7	6.8	16.4	9.5	12.4	13.2	0.7

(注) 小都市、および福島県双葉町、大熊町、富岡町、浪江町を除く町村。10%群 266 団体、対照群 1,187 団体で合計は 1,453 団体となる。「繰入・寄附金割合」は目的別歳出の充当財源のうち繰入金、分担金・負担金・寄附金の割合。分担金・負担金・寄附金にはふるさと納税以外のものを含むことに注意。人口は 2020 年時点のもの。いずれも団体ごとの比率の単純平均。四捨五入の都合で対照群と 10%群の差異は一致しない。

(出所) 総務省「地方財政状況調査」、同「国勢調査」、同「ふるさと納税に関する現況調査結果」より大和総研作成。基準財政需要額は総務省ウェブサイトから

理由である。農林水産業費、商工費など返礼品の業種に関係ある費目を除けば、10%群の繰入金の充当が多いのは公園施設などの公園費や、小学校費・中学校費をはじめとする教育費である。このように、子育て、教育、産業振興、まちづくりといった、自治体が使途として掲げる分野とおおむね重なる。

他方、ふるさと納税が充当されていても、それが追加的な支出かは別途検証を要する。歳出総額は変わらず、従来は地方税など一般財源で賄っていた部分に一過的収入を充て、一般財源を節約した財源の振替も考えられる。図表 4 の、人口当たり歳出の列をみると、総務管理費や商工費はふるさと納税にかかる繰入金・寄附金が歳出自体を押し上げたと考えられる。他の費目では、繰入金や寄附金の増加と歳出増の連動が鈍いものも散見される。

では、総額が増えていない歳出において一般財源から繰入金へ財源の振替があった場合、置き換えられた一般財源はどこへ向かったのか。図表 5 は、財務省が自治体財政を診断する際に用いる分析指標の 1 つである実質債務月収倍率を 10%群と対照群で比較したものである。有利子負債から積立金等を控除した「実質債務」が、地方税、地方交付税などからなる「行政経常収入」の何か月分に当たるかを示す財務指標で、借入過多の評価に使われる。ふるさと納税は一過的収入なので経常収入には含まれない。実質債務月収倍率の 2019 年度から 2024 年度にかけての変化をみると、小都市、町村ともに 10%群の改善幅が大きい。この傾向は団体区分にかかわらずあてはまる。

実質債務の改善は、地方債現在高が減ったか、積立金が増えたかのいずれかによる。また、地方債現在高は繰上償還よりむしろ新規借入の抑制によって減少する。10%群が対照群に比べ財政改善の度合いが高いのは、公共施設の整備にあたって、ふるさと納税を充てることで起債抑制が図られたか、あるいは積立金に充当したかのいずれかの要因が考えられる。

図表 5 実質債務月収倍率（月）の比較

団体区分	対照群				10%群				B-A
	団体数	2019 年度	2024 年度	改善幅 A	団体数	2019 年度	2024 年度	改善幅 B	
大都市	104	12.4	9.3	-3.0	1	12.1	3.5	-8.6	-5.5
中都市	145	8.8	5.9	-2.9	11	9.5	5.1	-4.4	-1.5
小都市	436	9.9	6.8	-3.1	95	9.6	5.2	-4.4	-1.4
町 村	755	5.5	3.1	-2.4	171	6.1	2.4	-3.7	-1.3
総 計	1,440	7.4	4.8	-2.7	278	7.5	3.5	-4.0	-1.3

(注)実質債務月収倍率＝実質債務(地方債現在高＋有利子負債相当額－(財政調整基金＋減債基金＋特定目的基金＋歳計現金))÷行政経常収入(地方税、地方交付税など)。なお、2 時点の実質債務月収倍率と改善幅のそれぞれの平均を集計しており 2 時点の差と改善幅は必ずしも一致しない。

(出所)総務省「地方財政状況調査表」、同「ふるさと納税に関する現況調査結果」より大和総研作成。基準財政需要額は総務省ウェブサイトから

4. 地域活性化策としての持続のために

令和 8 年度税制改正によって、寄附金活用可能額、すなわち寄附金のうち自治体が実際に活

用できる財源の割合を 60%以上とすることが定められた。2026 年 10 月に 2.5%pt 引き上げ、2027 年度以降も 2.5%pt ずつ引き上げることによって、2029 年の指定対象期間以降は 60%となる。2025 年度の実績は 52.1%である。裏を返せば、現行、総務省告示の募集適正基準により受入額の 5 割以下とされている募集費用が、受入額の 4 割以下に抑えられることを意味する。

地方自治体がふるさと納税の指定を受けるための地場産品基準も明確化された。令和 8 年 10 月に始まる指定対象期間から適用される。製造・加工品については区域内で生じた付加価値が過半を占めることが従前から求められてきたところ、その算出方法の標準形が定められた⁴。製造等を行う事業者による証明書の提出と、地方自治体によるその内容の公表が求められる。

このような、ふるさと納税制度の改正の方向性は、自主財源の獲得や地域経済の安定化の観点に照らして順当と考えられる。

自主財源の獲得の面からいえば、募集費用の正確な把握は今後とも続く課題となりえる。募集に要する費用については、総務省の Q&A で「募集を行ったことや寄附金を受領したことにより発生したと考えられる費用は、全て該当する」とされ、兼任職員の人件費も業務按分により計上することとされている。もっとも、庁舎の維持管理費や全庁共通システムの使用料といった全庁的な間接費まで按分計上している団体は限られるとみられ、その扱い次第では内製と外注を同じ条件で比較できない。フルコストの把握方法を揃えることが課題となる。それ以前に、経済性・効率性・有効性の観点で評価する事務事業評価の取り組みは、ふるさと納税にかかる事務事業においても必要だ⁵。

地場産品基準の明確化が見据えるのは、地域経済の活性化である。小規模団体にとっての返礼品調達費は、基準財政需要額の産業経済費や例年の普通建設事業費と比べてそんな色ない支出であり、実態的な「公共事業」といえる。産業や雇用を支える効果は大きい。もっともそれは雇用と所得の下支え、すなわち地域経済の安定化であって、総務省が返礼品等に求める雇用の創出や新たな地域資源の発掘には、なお一段の距離がある。

その距離は、公共事業と同じ課題として表れる。買い支えが地元事業者の制度への依存度を高め、かえって「生命力」を弱めかねない。指定の取消しなど環境の急変で、納入先を失った事業者の業績が悪化した事例もある。下支えは、そのみでは副作用を伴う。求められるのは、商品力は十分でも市場に知られていない事業者に販路開拓機会を提供して育成する取り組みだ。

⁴ 算式の分母は返礼品等の調達費用で、分子となる「区域内で生じた価値」とは、返礼品等の調達費用から、当該返礼品等の製造・販売等のために当該自治体の区域外で生じた費用を控除した額である。返礼品等の調達費用とはいわゆる原価や定価ではなく、現に自治体が事業者を支払った消費税込みの金額であり、奨励金名目で支払ったものも、実質的に調達費用に充当されている場合は調達費用に含まれる。事業者の観点に立てば、自己申告が必要な内訳は自治体に対する「売価」である。自治体の公表様式「ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価格の割合に係る一覧表」には返礼品等の調達費用の右列に一般販売価格が計上される。見直しの背景には、返礼品の調達費用が事業者の一般販売価格に比べ相当程度高額な事例が確認されたことがある。自治体への納入価格と一般販売価格は必ず一致するわけではなく、市価より高く納入されることもあれば、低く納入されることもあることが明らかになった。寄附者にとっては寄附額と一般販売価格を対比して返礼品の水準を確認できるようになる点が画期的だ。

⁵ 事務事業評価における間接費の配賦については拙稿も参照のこと。鈴木文彦「[公共施設マネジメントと公会計～機能する行政評価～](#)」、『大和総研調査季報』2025 年秋季号 (Vol. 60)、大和総研調査本部

支援には出口を設け、一定の段階に達した事業者には「卒業」を促す仕組みが必要となる。

資金の流れをみれば、ふるさと納税は大都市から地方への移転である。資金提供者への説明として、令和 8 年度税制改正では寄附金活用可能額の使途の公表が指定基準に位置づけられた。今後は、公表の形式を整えるにとどまらず、その内容の実質が問われることになる。財政改善の次のステップとして、地域振興をいかに成し遂げるかの活動と成果の開示が今後の課題だ。それが、本制度の持続可能性の条件となるだろう。

以 上

参考文献

西岡右喬・金科哲・本田恭子「地方財政におけるふるさと納税の役割ー町村自治体における寄附金活用に着目してー」(『地域地理研究』第 29 巻第 2 号、地域地理研究、2026 年、pp. 1-20)

小川光・田村なつみ・深澤映司「ふるさと納税の受入れが地域経済に及ぼす影響ー影響の非線型性に着目した実証分析ー」(『CREI ワーキングペーパー』No. 25、東京大学連携研究機構 不動産イノベーション研究センター、2024 年 10 月)

深澤映司「ふるさと納税の受入れに伴う自治体財政の効率性への影響:「財政錯覚」を背景とした技術的効率性の低下の観点から」(『レファレンス』848 号、国立国会図書館 調査及び立法考査局、2021 年 8 月)

鈴木文彦「[返礼品発注事業としてみるふるさと納税の地域活性化インパクトー公共事業から磨き上げ策への転換をー](#)」(大和総研レポート、2024 年 1 月 23 日)

通達等

総務省「ふるさと納税の指定基準の改正等について」自治税務局市町村税課 (2025 年 6 月 24 日)

総務省「平成 31 年総務省告示第 179 号 (特例控除対象寄附金の対象となる都道府県等の指定に係る基準等を定める件) に基づき総務大臣の定めるものについて」総税市第 30 号 (2026 年 4 月 1 日)

総務省「ふるさと納税制度の適正な運用について」総税市第 34 号 (2026 年 4 月 1 日)

総務省「ふるさと納税に係る指定制度の運用についての Q&A について (通知)」総税市第 33 号 (2026 年 4 月 1 日)

総務省「ふるさと納税に係る指定制度の運用について」総税市第 71 号 (2026 年 6 月 26 日)